

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（札幌市自治基本条例の一部改正）

第1条 札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第27条中「別に」を「法令又は他の」に改める。

（札幌市公文書管理条例の一部改正）

第2条 札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）の一部を次のように改正する。

（1） 第15条を次のように改める。

（個人情報の漏えい防止等）

第15条 市長は、特定重要公文書に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じる等適正な管理を行わなければならない。

（2） 第17条第2項第1号ア中「と認められるもの」を「もの」に改め、同号ア(イ)を次のように改める。

（イ） 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 第17条第2項第1号イ(ア)中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるものの

(ア) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるもの、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(イ) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(ウ) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

(エ) 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であって、公にすることにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

(4) 第17条第2項第1号エを削り、同号オを同号エとする。

(5) 第25条中「を受ける」を「(電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市長が定める方法によるものを含む。)を受ける」に改める。

(6) 第25条の2中「第9条第1項」を「第9条第1項本文」に改める。

(札幌市行政不服審査条例の一部改正)

第3条 札幌市行政不服審査条例（平成28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項を次のように改める。

次に掲げる規定による交付に係る手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第

38条第1項（法第9条第3項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定

(2) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定

(2) 第3条中「附属機関」の次に「(別に条例で定めるものを除く。)」を加える。

(札幌市情報公開条例の一部改正)

第4条 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の一部を次のように改正する。

(1) 第7条第1号中「と認められるもの」を「もの」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 第7条第2号ア中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「次に掲げる」を「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同条第3号とし、同条第5号オ中「エ」を「キ」に、「著しい支障を及ぼすと認められる」を「支障を及ぼすおそれがある」に改め、同号オを同号クとし、同号エ中「著しい支障を及ぼすと認められる」を「支障を及ぼすおそれがある」に改め、同号エを同号カとし、同号カの次に次のように加える。

キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であって、公にすることにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

(3) 第7条第5号ウ中「に著しい支障を及ぼすと認められる」を「を不当に

阻害するおそれがある」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるもの、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

イ 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

- (4) 第7条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。
- (5) 第9条中「第7条第6号」を「第7条第5号」に改める。
- (6) 第10条第2項を削る。
- (7) 第11条第3項中「前条第1項」を「前条」に改める。
- (8) 第16条中「を受ける」を「(電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして実施機関が定める方法によるものを含む。) を受ける」に改める。
- (9) 第16条の2中「第9条第1項」を「第9条第1項本文」に改める。
- (10) 第17条第1項中「札幌市情報公開・個人情報保護審査会」の次に「(以下「審査会」という。)」を加える。
- (11) 第18条第1項中「決定又は」を削り、「札幌市情報公開・個人情報保護審査会」を「審査会」に改める。
- (12) 第25条中「これを」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、毎年度1回、前項の実施状況を札幌市情報公開・個人情報保護審議会に報告するものとする。

(札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第8条」を「第9条」に、「第9条—第12条」を「第10条—

第13条」に改め、「審査請求に係る」を削り、「第13条—第21条」を「第14条—第18条」に、「第22条—第26条」を「第19条—第22条」に改める。

(2) 第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会について必要な事項を定めることにより、本市における情報公開及び個人情報保護に係る施策の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(3) 第2条の見出しを「(設置及び所掌事務)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる事務を行うため、札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(4) 第2条第1項第1号中「及び個人情報保護」及び「札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するもの及び」を削り、同項第2号中「実施機関（札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号及び札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関」を「本市の機関又は本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人」に、「当該実施機関」を「当該本市の機関又は当該地方独立行政法人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第8条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(5) 第2条第2項中「札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するもの及び」を削り、「実施機関」を「本市の機関又は本市が設立した地方独立行政法人」に改める。

(6) 第7条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(7) 第9条を削り、第2章中第8条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取等)

第9条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、本市の機関の職員、本市が設立した地方独立行政法人の職員若しくは役員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(8) 第15条を削る。

(9) 第14条第1項中「公文書に記録された個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示を求めた対象公文書等を閲覧させることができる。

(10) 第14条を第15条とする。

(11) 第13条第1項第2号中「個人情報保護条例第39条」を「個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 この節において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書に記録された同項本文に規定する保有個人情報をいう。

(12) 第13条を第14条とする。

(13) 第3章第2節の節名中「審査請求に係る」を削る。

(14) 第12条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第6条」の次に「及び第7条第2項から第4項まで」を加え、「部会の会議」を「審査会の部会」に、「同条第3項」を「第6条第3項」に改め、同項を同条第2項とし、第3章第1節中同条を第13条とする。

(15) 第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第3章第1節中同条の前に次の1条を加える。

(附属機関の名称等)

第10条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく附属機関のうち、次に掲げる規定により諮問される審査請求について調査審議するものの名称は、札幌市情報公開・個人情報保護

審査会（以下「審査会」という。）とする。

(1) 情報公開条例第17条第1項

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項

(16) 第16条を次のように改める。

（調査審議手続）

第16条 審査会の調査審議の手続は、この節及び行政不服審査法第81条第3項において読み替えて準用する同法第5章第1節第2款に定めるもののほか、第14条第1項第1号に掲げる審査庁については、同法第74条の審査庁とみなして、同款の規定を準用する。

(17) 第17条及び第18条を削る。

(18) 第19条中「この節に規定する」を「審査会の」に改め、同条を第17条とする。

(19) 第20条を削る。

(20) 第21条中「（前条を除く。）」を削り、「第12条第4項の規定により部会の決議をもって審査会の決議とする場合」を「部会」に改め、同条を第18条とする。

(21) 第4章中第22条を削り、第23条を第19条とし、第24条を第20条とし、第25条を第21条とする。

(22) 第26条中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第22条とする。

（札幌市債権管理条例の一部改正）

第6条 札幌市債権管理条例（平成24年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の一部改正）

第7条 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

(札幌市個人情報保護条例の廃止)

第8条 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 次に掲げる規定により札幌市情報公開・個人情報保護審査会に諮問された審査請求に係る調査審議の手続については、なお従前の例による。

(1) 札幌市情報公開条例第17条第1項（施行日前にされた同条例第5条の規定による請求に対して行った同条例第16条の2に規定する公開決定等に係るものに限る。）

(2) 第8条の規定による廃止前の札幌市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第39条（次条第2項の規定によりなお従前の例によることとされたものに係るもの）を含む。）

（札幌市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条第2項（旧条例第13条第2項及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定によるその事務に関する知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下「旧実施機関職員」という。）である者又は施行日前において旧実施機関職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第13条第1項に規定する受託事務（以下「旧受託事務」という。）に従事している者又は施行日前において旧受託事務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第6

- 7号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う本市の公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理に係る事務(以下「指定管理事務」という。)に従事している者又は施行日前において指定管理事務に従事していた者
- 2 施行日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(旧条例第2条第7号に規定する公文書をいい、旧条例第46条第5項の規定により公文書とみなされたものを含む。以下同じ。)であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 4 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(前項に規定するものを除き、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して、前3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。
- 7 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又

は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第4条 この条例の施行前にした行為及び前条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理 由）

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和5年4月1日から本市が保有する個人情報について同法の規定が適用されることに伴う関係条例の整備を行うため、本案を提出する。